

育児休業給付の給付率が上がります



育児休業給付の給付率が、休業前賃金の40パーセントから50パーセントに上がります。教育訓練給付の要件・内容が変わります

被保険者期間によって異なっていた教育訓練給付率が20パーセントに一本化されます。

季節労働者向けの特例一時金の支給額が変わります

基本手当日額の50日分が40日分の給付日数に変わります。

問合せ ハローワーク豊岡  
☎23・3101または兵庫  
労働局職業安定課  
☎078・367・0803

**日高東部健康福祉センター  
マシントレーニング・  
プール利用料金の助成**

生活習慣病の予防や健康づくりのための運動習慣を身に付けるきっかけづくりに、日高東部健康福祉センターを利用しませんか。マシントレ

トレーニング、プールの利用料金を助成します。



対象 次のすべての要件に該当する方  
・40歳以上の市民  
・かかりつけ医の指導や基本健康診査等の結果により、運動を始めようと考えている方

・4カ月継続して施設を利用できる方  
・自分で体調管理ができる方  
・利用期間の前後に行う簡単な健康チェック・体力測定に必ず参加できる方

・コスパ豊岡で同様の利用をされた方および今までにこの助成制度を利用された方は対象外です。

助成期間 10月～平成20年1月  
助成内容 定期券の購入に対し、1カ月につき1,000円を助成

人員 30人程度(先着順)  
申込期間 8月17日(金)～31日(金)

申込方法 電話で申し込みください。  
申込み・問合せ 日高総合支所健康福祉課

**児童扶養手当・  
特別児童扶養手当**

児童の福祉の増進を図ることを目的として、次の手当があります。該当すると思われる方は相談ください。

**児童扶養手当**

父と生計をともにできない児童を養育する家庭の安定と自立を助けるために、児童の母や母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。なお、父がいても父に極めて重度の障害がある場合には支給されません。

対象児童 18歳以下の児童  
または20歳未満の障害者  
支給されない場合 対象となる児童が、母の配偶者内縁関係にある者)に養育されている場合や、遺族基礎年金を受けることができる場合など

手当の額 児童1人につき月額41,720円、以後2人目は5,000円が、3人目以降は1人増えることに3,000円が加算されます。ただし、受給者本人および扶養義務者等の前年分所得が法による所得制限を

超える場合は、手当の一部または全部が支給されません。



**特別児童扶養手当**

身体または精神に障害のある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

対象児童 20歳未満で身体または精神に重度障害または中度障害のある児童

支給されない場合 対象となる児童が施設に入所している場合や、障害を理由として公的年金を受けることができる場合など

手当の額 児童1人につき重度障害児は月額50,750円、中度障害児は33,800円です。ただし、受給者本人、その配偶者および扶養義務者の前年分所得が法による所得制限を超える場合は、手当ては支給されません。

詳細は問い合わせください。  
問合せ 社会福祉課生活支援係または各総合支所健康福祉課

**その他**

**図書館施設  
ネットワーク整備による  
「図書館城崎分館」  
休館のお知らせ**

市内の図書館施設のネットワーク整備を図り、図書館城崎分館と図書館、竹野・日高・出石・但東の各分館をオンラインで結んだ図書館サービス(注)ができるようにするため、城崎分館を休館します。

なお、図書の貸出は8月25日(土)までとしますが、館内での閲覧は8月31日までできます。また、現在貸出中の図書は、8月31日までに返却ください。

休館中は、図書館または竹野・日高・出石・但東の各分館を利用ください。(注)各施設のどこからでも図書の貸出や返却ができるシステム



休館期間 9月1日(土)～11月上旬  
問合せ 図書館  
☎23・6151

**豊岡社会保険事務所  
からのお知らせ**



社会保険事務所  
所では、皆さんの  
年金記録の確認を  
行っています。  
被保険者資  
格照会依頼書（市役所市民課  
市民係および各総合支所市民  
生活課にもあります）を提出  
いただくと、後日、社会保険  
事務所から記録照会回答書が  
届きます。この回答書により  
内容の確認をしてください。

なお、市役所市民課市民係  
および各総合支所市民生活課  
でも社会保険事務所への年金  
記録照会の取次ぎを行ってい  
ますので、問い合わせください。  
問合せ 豊岡社会保険事務  
所（豊岡市泉町4 20）  
☎ 22・3196

午前10時30分～午後2時30  
分は混雑しますので、時間  
をずらしてお越しください。  
また、「ねんきんあんしん  
ダイヤル」やホームページ  
でも詳細を確認できます。  
☎ 0120・657830  
ホームページアドレス  
<http://www.sia.go.jp/>

**人権擁護委員が  
決まりました**

7月1日付で、吉岡敏幸さ  
ん（出石町）が、法務大臣から  
引き続き人権擁護委員に委嘱  
されました。任期は3年で、  
他の18人の委員とともに、皆  
さんの人権問題（差別、嫌が  
らせ、いじめ、体罰など）に  
ついて相談に当たられます。  
問合せ 総務課行政係

**新潟県中越沖地震の  
被災者への義援金に  
協力ください**

市と市区長連合会は、新潟  
県中越沖地震義援金募集に取  
り組みます。区長を通し募金  
袋を回覧するなどして、市民  
の皆さんに協力を呼びかけま  
すので、よろしくお願いま  
す。  
問合せ 総務課行政係

8月15日（水）は「戦没者を  
追悼し平和を記念する日」で  
す。全国戦没者追悼式にあわ  
せ、正午の時報を合図に、市  
民の皆さんも1分間の黙祷を  
ささげましょう。  
問合せ 社会福祉課地域福  
祉係

**北但広域ごみ・汚泥処理施設建設は新たな候補地選定へ**

豊岡市、香美町、新温泉町の北但1市2町は、共同してごみ・汚泥処理施設を建設することとし、1市2町で構成する北但行政事務組合を事業主体として、作業を進めてきました。

建設予定地としては、平成16年に日高町上郷を適地と定め、施設の受け入れについて地区のご理解をいただくよう全力を挙げてきました。

しかし、7月24日夜、上郷区の総会が開催され、「生活環境影響調査の実施に同意しない」との決定がなされました。地区の同意は法律で求められているものではありませんが、行政側の姿勢として、「地元の同意がない限り実施しない」旨、表明してきました。そして、生活環境影響調査は、施設を建設する場合にその実施が法的に義務付けられた調査ですので、今回の実施不同意によって、上郷での建設は事実上不可能となりました。

この3年間、私も北但行政事務組合管理者および豊岡市長の立場から、たびたび地元の方々と直接話し合い、関係職員と一丸となって、施設の安全性と受入れについてご理解を得られるよう精一杯の努力をしましてまいりました。このような結果となり、残念でなりません。私自身の力不足を、市民の皆様に対しお詫び申しあげます。また、行政側の問いかけに対し、真摯にご議論いただいた地元の方々に心から敬意を表します。

今回の事態を受けて、北但行政事務組合は、上郷での建設を断念し、改めて一から候補地を選定することになります。もちろん、ごみ問題への対処は、何よりもごみを減らすことが第一です。しかし、この6年間で豊岡市のごみは約15%減少したものの、直ちにゼロにできる状況にはありません。今後とも徹底して減量化の努力を行うと同時に、しかしそれでもなお現実に発生してくる自分たちのごみを、私たちは安全、確実かつ衛生的に処理する責任を負っています。

また、現在、北但の1市2町はそれぞれの施設でごみを処理していますが、いずれも平成25年ごろには耐用年数がやってきます。もし新しい施設の建設ができなければ、私たちのごみは路頭に迷ってしまいます。私たちはごみ問題から逃げるわけにはいきません。ごみ処理施設は必ずどこかに建設しなければなりません。

今後、北但行政事務組合と1市2町が協力して、早急に新たな候補地の選定を行い、目標である平成24年度の完成に向けて全力を挙げることとなります。もちろん、新しい施設は法の定め以上に厳しい排ガス基準を自ら設けて、安全・安心を第一に建設いたします。

市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

豊岡市長 中 貝 宗 治